

石狩市監査委員公表第3号

監査結果に基づく措置通知事項の公表について

石狩市長から監査結果に基づく措置の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、その通知内容を別紙のとおり公表する。

令和6年7月25日

石狩市監査委員 及 川 浩 史

石狩市監査委員 伊 藤 一 治

通知内容の写しは、監査事務局（市役所）に備え置きますので、閲覧を希望される方は申し出てください。

監査区分	監査対象部局	指摘事項	措置内容
令和5年度 定期監査（後期）	環境市民部 消費生活センター	出張命令簿による出張命令及び命令の変更を行わずに、出張に係る旅費（航空券キャンセル料）を支給していた。	事後速やかに石狩市職員等の旅費に関する条例第4条第1項の規定に基づく出張命令を行ったうえで、同条第3項の規定に基づく出張命令の変更を行った。 今後は、条例を遵守し、適正な旅費の支給事務を行うため、複数の職員で確認し、再発防止に努めます。
令和5年度 定期監査（後期）	子育て推進部 はまます保育園	契約書に記載された契約金額のうち、消費税額が誤っていた。	契約書に誤って記載した消費税額部分について、契約書の修正措置を行うとともに、契約相手先（受託者）にその旨を報告した。 今後は、金額や日付、計算を伴う部分についてペンでマークするなどして確認意識を強く持ち、担当・主査等複数人でチェックする体制を徹底し、再発防止に努めます。
令和5年度 定期監査（後期）	水道部 下水道課	設計図書の積算に誤りがあり、誤った予定価格で見積合せを行っていた。	当該設計書のExcelシートに、セル（計算式）の誤りを修正した設計書を作成した。 今後の再発防止策として、Excelで作成した設計書は、電卓や別のExcelシートによる検算などを必ず行うとともに、設計審査についても厳格に行うこととして課内で確認した。
令和5年度 定期監査（後期）	社会教育部 文化財課	契約書に記載された契約金額において、内訳の額が誤っていた。	契約書に誤って記載した内訳の額について、契約書の修正措置を行うとともに、契約相手先（受託者）にその旨を報告した。 今後は、契約書記載事項全般について、複数人で確認することを徹底し、再発防止に努めます。